

死刑は本当に必要なのか

木谷明

kiyami akira

新聞・テレビなどで凶悪な殺人事件などが報道されると、誰でも、犯人に対する強い憎しみを覚えるだろう。特に、責められるべき点が見当たらない被害者が何人もむごたらしく殺されたというような場合は、国民の怒りは頂点に達する。そして、犯人の一刻も早い逮捕と処罰を願うだろう。まして、被害者遺族の立場ともなれば「犯人を八つ裂きにしても足りない」くらいの怒りに駆られて当然である。そして、警察の捜査の結果「容疑者逮捕」の報道があると、遺族の憎しみはこの容疑者に集中する。彼らは、何の理由もなしに自分の一番大切な家族の命を奪われたことになる訳であるから、彼らの気持ちは痛いほどよく理解できる。それを不当であると言うつもりは毛頭ない。

そのような場面において、遺族を始めとする多くの国民が「犯人に死刑を」と願うのは、ある意味で当然だ。「そういう残酷な殺人犯は生かしておけない」「被害者と同じ苦しみを味わわせるべきだ」という気持ちは、国民の素朴な正義感情に合致する。内閣府の世論調査の結果では、国民の八割以上が死刑の存置に賛成していると伝えられているが、この結果は、そういう素朴な正義感情からすればまことによく理解できる。

そのことを前提として、ここでは敢えて問うてみたい。「死刑は本当に必要なのであるか」と。

死刑は、大昔から、世界中どこの国でも行われてきた刑罰である。はつきりした法制度のなかつた原始社会でも、凶悪犯罪人は当然厳しく処罰されてきたと思われるし、ギリシヤ・ローマの時代以降比較的最近に至るまで、刑罰として死刑を存置すること自体に対しては、(一部の知識人を除けば) 深刻な疑問をもつ者はいなかつた。死刑は、国民の素朴な正義感情に合致するばかりか、社会秩序の維持には必要不可欠のものであると理解されていたのである。

そして、現実の問題としても、凶悪犯罪の被害者やその遺族の報復感情を満足させるには、死刑以外の刑罰は無力であると考えられてきた。また、社会の秩序維持には死刑による威嚇が有力な手段になるように思われる。

ところが、比較的最近になって、死刑制度に対しては深刻な疑問が提起されるようになった。そして、世界の先進国の中には死刑制度を廃止する国が続出するようになったのである。いや、「続出するようになった」どころではない。むしろ、先進文明国の中では死刑制度を廃止した国が大多数で、それを存続させているのは、アメリカの一部の州と日本くらいになってしまった。そればかりか、アジアにおいてすら、死刑を廃止するか事実上執行を停止する国が増加してきている。そのため、「死刑の廃止は今や世界的潮流である」と言っても決してオーバーではない。わが国は、国連やアムネスティインターナショナルからの勧告を受けても依然として死刑制度を

維持し続けているが、国際的には次第に孤立に近い状況になりつつある。

それでは、世界各国が死刑制度の廃止に向けて舵を切った理由はどこにあるのか。

まず、その刑罰としての性格の特殊性がある。刑罰の本質についてはいろいろな見解があるが、大きく分けると、次の二つの見解に帰着しよう。すなわち、⑦ 犯人に対する報復として、犯した罪に相応する苦痛を味わわせる必要があるという応報刑の考え方と、⑧ それを受けさせることにより犯罪者を更生させ将来の犯罪を防止するという教育刑の考え方である。そして、実際の裁判では、主として、犯した罪の重さとそれに対する犯人の責任の度合い、改善更生の可能性などを秤にかけて刑の重さを決めている。

このようにして、死刑以外の刑罰であれば、実際の裁判でも刑罰のもつ二つの側面を両立させることができる。しかし、死刑になると、⑦の面はともかく、⑧の面はまったく考慮することができない。なぜなら、犯人は死刑によつて生命を抹殺されてしまい、再教育により更生させ社会に適応させることが不可能になるからである。

次に、死刑のもつ刑罰としての残酷性がある。死刑制度は、正義と報復の名のもとに、犯人とされた人間の生命を国家が抹殺することを是認するものである。いかに極悪非道な罪を犯した人であっても一個の人間であることに違いはない。その人間の生命を国家が抹

殺することが果たして許されるのか。これは法哲学の分野の問題であるが、人間社会における最大の保護法益である生命を国家が抹殺することに異論を述べる者がいてもおかしくない。現実の問題としても、死刑を宣告された後現実に執行を受けるまで及び執行の瞬間に死刑囚が味わう恐怖と苦痛はどれほどのものか。彼が犯した罪がいかに重大であったにしても、そのような恐怖と苦痛を味わわせることが人道的見地から許されるのか。この点にも疑問の余地はあると思われる。

しかし、死刑制度の最大の問題点は、やはり冤罪問題であろう。

このように言うと、現在では慎重な手続に基づいて証拠による裁判が行われるのだから、誤判・冤罪など起こるはずがないではないかという疑問を抱く人が多い。

確かに、刑事訴訟法は、刑事裁判についてその手続を細かに規定しており、特に死刑を科すような重大事件の裁判手続が慎重に行われていることは事実である。

例えば、「起訴状一本主義」と言われるものがある。起訴状に、被告人に同種前科があるとか暴力団と関係があるなどの記載がある、裁判が始まる前から判断者が予断を抱き、それに引きずられて誤った裁判をする恐れがある。そのため、刑事訴訟法は、検察官が裁判所に提出する起訴状には、その被告人が行ったと検察官が考える犯罪事実だけを簡潔に記載することを求め、それ以外の事情（前科

の有無や暴力団との関係など）を記載してはならないことにしている。それに違反する記載をした起訴状は、時に無効とされる。

次に、法律は、刑事裁判で使うことのできる証拠に厳格な制限を置いている。江戸時代のように、容疑者を拷問にかけてむりやり自白を求めることは許されない。そのような自白にはえてして虚偽が混じり裁判を誤らせる恐れがあるから、証拠として使えないことにしたのである。

伝聞証拠禁止の原則も、その一つである。伝聞証拠というのは、要するに「また聞き」の証拠である。例えば、証人Aが「Bが被害者を殺すのを見た」とCから聞いた」と証言したとしよう。「Bが殺すのを見た」とCが言っているなら、Bが犯人ではないか」と考える人がいてもおかしくない。特に、A、Cが人格者であつて嘘をつきそうもない人であつた場合は、この証言は重みを増す。しかし、いくらCが立派な人でも、また法廷で証人尋問した結果、AがCからそういうことを聞いたこと自体が本当だと確認できても、それで確認されるのは「Bが殺すのを見た」とCが言っている」という事実だけである。Cを直接尋問して確かめない限り、Bが被害者を殺すのをCが本当に見たのかどうかはわからない。そこで、法律は、こういう「また聞き証言」は原則として証拠に使えないことにした。

その他にもいろいろな仕掛けがある。例え

ば、「疑わしきは被告人の利益に」という大原則がある。いくら被告人が犯人らしく見えてもそれだけで犯人と断定することはできない。証拠を検討して「合理的疑い」が残れば被告人を無罪にしなければならないとされているのである。さらに、仮に第一審で事実を誤って認定し、犯人でない人間を犯人と認定してしまったとしても、そういう場合のためには控訴審、上告審による救済が予定されている。控訴審では、練達な裁判官が原判決に誤りがないかどうかに目を光らせながら日夜懸命に記録を読んでいる。また、上告審である最高裁判所では、優秀とされる最高裁判官の助力を受けながら日本における最高の知性ともいべき最高裁判事が、慎重に判断することになっている。このような仕掛けがある限り、まさか日本の刑事裁判で誤判、冤罪が発生することはあり得ないだろうと、一般的には信じられてきた。

しかしながら、この信頼は、必ずしも実証された事実に基づくものではない。神ならぬ人間による裁判では、いくら慎重な装置や仕掛けを作り裁く者が懸命な努力をしても、無実の者に対し誤って有罪判決がされることを完全に阻止できない。また、一旦第一審で誤った判決がされると、これを上級審で覆すことはさらに難しい。長年刑事裁判官として仕事をしてきた私には、これらのことが痛いほどよく理解できる。かつては、最高裁で死刑が確定した元被告人が、再審手続の結果四

人続けて無罪判決を受けたことがある。最近報道された一連の事件も、刑事裁判における事実認定の難しさ、頼りなさを見事に実証してしまった。

まず、「足利事件」がある。この事件では、幼女誘拐殺人という重大な事件を起こしたと疑われた容疑者が、身柄拘束されることもなく警察で事情を聞かれた初日に犯行を自白していた。この事件については、当時、科学警察研究所（科警研）で開発された最新のDNA鑑定によって、犯人の体液と容疑者のそれが一致したとされ、被告人も第一審公判の終わり近くまで事実を認めていた。もつとも、被告人はその後否認に転じたが、第一審裁判所は有罪と認めて被告人を無期懲役に処した。控訴審、上告審では有能な弁護人が被告人の無実を懸命に主張したが、裁判所はこれを認めなかった。それでも、この事件では、再審段階で、裁判所がようやく認めたDNAの再鑑定によって、当初の科警研の鑑定が完全に誤っていたことが明らかになり、被告人に対して無罪が言い渡された。被告人が逮捕されてから十七年半という長期間が経過した後のこととはいえ、被告人に無罪判決が言い渡されたことにはほっとする。しかし、この無罪判決は、そうやすやすと得られたものではない。それは、有能な弁護人が献身的な弁護活動を展開し、膨大な時間とエネルギーと資力を投入した結果ようやく得られたものである。そして、もしこれが死刑判決であった

らと考えてぞつとしない人はいないであろう。この事件では、当初絶対的と信じられていたDNA鑑定があつたから、このDNAの再鑑定なしには無罪判決はあり得なかった。そして、被害者の下着に付着していた犯人の体液を長期間経過後に再鑑定資料とし得たのは、科学の進歩と偶然のお蔭であつたというほかないのである。

現に、同じころにされた科警研のDNA鑑定が決め手となって死刑判決が確定した元被告人が、再審手続を待たずに死刑を執行されてしまったケースもあるのである。「飯塚事件」がそれである。この事件の被告人は、終始事実を否認していたにも拘わらず有罪と認定され、第一審で死刑を言い渡された。そして、控訴審、上告審でもこの判決が維持され、ことあるうちに、足利事件のDNA鑑定について再度の鑑定が行われようとしていた矢先に、死刑を執行されてしまったのである。

「布川事件」でも、無期懲役に処せられた被告人二人に対し、再審の結果、無罪判決が言い渡された。

さらに、つい最近、「福井女子中学生殺し事件」でも、懲役七年の刑に処せられた元被告人に対し、冤罪の疑いがあるとして再審開始の決定がされた（ただし、この決定に対しては検察官が異議の申立てをしたから、元被告人が最終的に救済されるかどうかはわからない）。その他にも、いわゆる「東電OL事件」や「袴田事件」でも、再審手続段階で有

力な新証拠が提出されたと報道されているから、これらの事件でも、いずれ再審が始まるかもしれない。

なぜこういう誤判が生まれるのか。確かに、先に紹介したとおり、刑訴法は慎重な刑事裁判手続を定めているが、その制度には、いくつかの重大な欠陥がある。例えば、法は容疑者に対する密室での取調べを許容しているもので、その取調べの客観的状況を裁判官は知ることができない。警察・検察官がひどい取調べをして自白させた場合でも、法廷で被告人がそれを明らかにすることは事実上不可能である。「取調べの完全可視化」は、一刻も早く実現されなければならない。

また、現在の制度では、被告人側は、検察官側が強制力を用いて集めてきた証拠の中にどんな証拠があるかを知るチャンスがない。検察官は、被告人に有利な証拠が手元にある場合でも、これを裁判所に提出しないまま有罪判決を得ることができるのである。現に、布川事件や福井事件では、被告人に有利な証拠を検察官が隠していたことが再審段階で明らかにされた。この「証拠開示制度の不備」については、裁判員制度の開始をにらんで採用された「公判前整理手続」によってある程度の手直しがされたが、まだまだ不十分であり法改正が必要である。

しかし、いくら法制度をいじつてみても、裁判が人間のする営みである以上、どこまで行っても誤判・冤罪をゼロにすることは不可

能である。もつとも、このように言うと、「元裁判官ともあろう者がそんな情けないことを言うのか」と批判を受けそうだが、そう言われると確かに忸怩たる思いに至るが、これは紛れもない事実である。だから、議論の前提としてはつきり知っておく必要がある。神ならぬ人間に常に誤りのない判断を求めること自体がそもそも無理な要求なのである。

最近では、国民の代表である裁判官が重大な刑事裁判に関与するようになった。彼らは、現在までのところ、なかなかよく仕事をしてくれていると思う。一昨年に鹿児島地裁で言い渡された「鹿児島夫婦殺し事件」の判決などは、これまでの裁判官だけによる裁判と比べ、むしろ質を向上させたのではないかとさえ感じられる。「しかし、」である。いくら裁判官がしっかりと仕事をし、裁判官が全力を尽くしたとしても、事件の真相を、常に明らかにすることができるわけではない。

警察・検察が総力を挙げて捜査を遂げて積み上げた証拠を一見すると、被告人が犯人であることに疑問がないように見える場合がある。しかし、その場合でも、彼が本当に真犯人であるかどうかは、被告人以外誰も知らない。知ることができないのが刑事裁判なのである。刑事裁判のそのような限界を明確に意識したとき、はたして、誰が死刑制度を弁護することができるのであろうか。事件後すでに半世紀を超えた「名張毒ぶどう酒事件」では、第一審の無罪判決が控訴審で破棄されて

死刑が言い渡され、上告も棄却されていた。そして、その後申し立てられた再審手続において、一旦再審が開始されたものの、これが同じ高裁で覆され、さらにそれが最高裁で取り消されるといふ複雑な経過を辿っている。このように、裁判所の判断が変わるたびに、被告人は死刑と無罪の間を何度でも往復させられる。この事件の経過は、刑事裁判における事実の認定というものが、いかに困難で頼りないものであるかを如実に示している。

われわれは、刑事裁判の限界を謙虚に、そして明確に認識するべきである。そうすれば、そういう不確かな判断によって、国家が犯人とされた者の生命を抹殺することがいかに恐ろしいことであるかを知ることができる。死刑制度さえなければ、こういう最悪の結果を回避することができるのである。もつとも、このように言うと、「誤判の恐ろしさは死刑に限らない。無期や有期の懲役でも、誤って刑の執行を受けた人の自由が再審によって遡って回復されるわけではない」という反論が必ずある。確かに、その場合でも無実の者が長期間にわたって刑の執行を受けたという事実自体は覆らない。しかし、それでも誤って死刑を執行されてしまう最悪の事態と比べればまだましではないか。

死刑はやはり廃止されるべきである。

(きたに あきら 弁護士、元裁判官
著書に「刑事裁判の心―事実認定適正化の方策」法律文化社